

# 市政を問う

今定例会では6月23日、24日に一般質問が行われ、12人の議員が質問に立ちました。

その主な内容を、紙面の都合上、1人2項目以内に要約して掲載しました。掲載事項は、発言議員本人からの寄稿によるものです。

詳細な内容は、会議録を製本の後、三原市議会事務局、市役所情報公開コーナー、三原市中央図書館に置いています。また、三原市ホームページでも閲覧できますのでご覧ください。(会議録の製本には、議会終了後おおむね3カ月を要します。)

HPアドレス <http://www.city.mihara.hiroshima.jp> → 市議会 → 会議録検索

## 小中学校での「平和教育」



かめやま ひろみち  
亀山 弘道 議員

**問** 被爆70年を迎え、過去の過ちを繰り返さないために、原爆の実相・戦争の現実を継承することが重要だが、小中学校での平和教育の計画はどうなっているか。

**答** 本県は人類史上最初の被爆県であり、かつ世界平和を発信する拠点として期待されている。平和の大切さを考えて活動できる実践意欲や態度につながる内容を工夫する。

**①** 平和公園・原爆資料館学習は、小学校22校中18校・中学校10校中2校が計画。  
**②** 被爆体験や戦時中の暮らし・戦場体験などを体験者から聴く学習は、小学校4校・中学校1校が計画。

**③** 大久野島への訪問は、小中各1校。長崎訪問は、中学校2校。大久野島・ナガサキ・オキナワ・

興安丸などの学習は、教科等学習や総合的な学習の中で被爆や戦争の実相に関する資料などをもとに、学習を行うことを計画。

**④** 児童会・生徒会主催平和集会は、小中各7校が計画。

**問** 今年度計画していない学校はどうするのか。  
**答** 小規模校のため隔年で実施する計画である。  
**問** 三原市戦没者原爆死没者追悼式並びに平和祈念式典の児童・生徒作文を活用したらどうか。



戦後、引揚船として多くの人を運んだ興安丸の錨 (三原港)

**答** 学校への配布や教育委員会ホームページに掲載するなど検討する。

児童生徒が学校を休んだ時の対応について

**問** 社会は、全ての子に光があたることを求めている。心をつなぐために一日でも休んだら家庭訪問することを原則としてどうか。

**答** 「いつもあなたを大切にしている」「心配をしている」というメッセージを常に発することの大切さをすべての学校で共有化して進める。

**問** 欠席即家庭訪問が当たり前ではない今の学校で共有化できるのか。

**答** 学年あるいは学校全体の課題として組織的に取り組む。学校間での情報交流を一層進める。

**問** 時間的に家庭訪問ができないという実態にあるがどうするのか。

**答** 指導要録の電子化等の業務改善などにより、子供たちに向き合う時間を確保できるよう環境づくりに取り組む。



たかき たけこ  
高木 武子 議員

## 駅前西館及び東館跡地の活用について

**問** 西館の空床対策をどう進め、活性化へどうつなげていくのか。

**答** 1階のスーパー部分の活用については、食品スーパー系企業5社へ、出店の打診をしてきたが、現状では出店に結びついていない。

教育委員会や保健福祉課部分は、新庁舎へ統合を計画しており、現在策定中の公共施設等総合管理計画と併行し、周辺の公共施設の再配置先の候補として検討していく。

**問** 西館の空床対策はいつごろまでに結論が出されるのか。

**答** 平成31年度当初には新庁舎への移転が始まる予定としている。移転後も空床となることがないよう、できるだけ早く方針を示せるよう努める。

市民は市長の考えを期待している。

**答** 各種アンケートや新聞世論調査においても、市民の中で様々な意見があり、市民の思いをすべて満たす活用は難しいと認識している。議会等での議論を踏まえ、市として定める実施方針が整理できた段階において、市民に説明する場を持つことを検討していく。

## ごみの不法投棄対策について

**問** ①本市の環境白書の、苦情事案60件は増えているのか、減っているのか。

②苦情事案の調査、改善の取り組みは。

③ごみ一掃きれいなまちづくりは、行政・町内会でやるすみ分けの考え方について。

④ごみのごみを呼ぶが、

今後の取り組みについて。

**答** ①苦情件数は増加傾向にある。

②住民から通報を受けた環境管理課や道路管理者が対応している。所有者等が特定できる場合は、警察に捜査を依頼している。

③軽微なものは個人・地域で対応。悪質な不法投棄は警察への通報、施設管理者へ相談を。

④市民・地域・事業者の理解、協力をいただきながら、市民協働で不法投棄をさせないきれいなまちづくりに取り組み。



ゴミの不法投棄



まさひら ともはる  
政平 智春 議員

## 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」への対応は

**問** 平成25年法律第65号「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定をされた。

①この法律の実施に対応するため、現在のどの程度準備が進められているか。

②第3条で、国及び地方公共団体の責務として、「必要な施策を策定し」と述べているが、本市としてどのようなものが必要なのか。

③同じく第3条で、策定したものを実施すると述べているが、実施について、どのように予算化していくのか。

④この法律は、事業者が講ずべき基本的な事項が定められている。事業者への周知はどのようにするのか。

⑤本市として法に対応した条例制定が必要なのではないか。

また、新庁舎建設において、ユニバーサルデザインとともに、バリアフリーの徹底を要望する。

**答** この法律は、障害者基本法の理念にのっとり、障害を理由とする権利侵害の禁止、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止及び国による啓発、知識の普及を図るための差別の禁止に係る基本原則を具体化する法律だ。

①本市としては、現段階において、障害者支援に關係する団体等で構成される地域自立支援協議会において、この法律について情報収集と学習を行っている。

②基本方針は、環境の整備、相談及び紛争の防止等の体制整備等が重要である。本市では、第4期三原市障害者プランを策定し、障害者の権利擁護

体制の充実等を重点目標に掲げ取り組んでいく。

③国の基本方針に沿って必要な施策は、關係する団体、保護者団体等からの意見を踏まえ策定し、実施に当たって必要な時点で予算化していく。

④事業者を対象とする啓発について、関係課、関係機関と連携して取り組んでいく。市民に対しても市広報及びホームページを活用するなど実施していく。市職員に対しては、各種研修の機会を捉え、障害や障害者に関する一層の理解の促進を図っていく。

⑤条例制定については、必要性を含め研究していく。



# 一般質問



萩 由美子 議員

## ピロリ菌検査を実施してはどうか

**問** 統計では3人に1人はがんで亡くなり、がんの死亡原因の2位が胃がんである。このことから胃がん対策が大変重要である。

**答** ABC検査はピロリ菌の持続感染による胃粘膜の萎縮度を調べることで、胃がんになる危険度をABC Dの4群に分類する。胃がんの年間発生率はピロリ菌の無いA群はほぼ0だが、萎縮の進んだD群は80人に1人である。

ABC検査は採血だけで行える。胃がんを含めた消化器の病の発生を抑制するために、任意検診として実施してはどうか。

**答** 本市は今年度から胃がん検診に胃力メラ検査を導入した。ABC検査は胃の健康度検査であり、胃がんの有無を調べ

るには画像検査が必要である。

今後導入するかについては、厚生労働省等の情報を収集するとともに、医師会等関係機関と協議していく。

**問** 若い世代から胃がんを無くそうと、真庭市・高槻市等は中学生にピロリ菌検査を導入している自治体もある。自分の胃がんリスクを知ることが大切である。予防と言う観点でピロリ菌検査をどう捉えているか。

**答** 一次予防と併わせてピロリ菌の除菌治療を行うことは大切である。

## 職員採用試験の年齢要件を引き上げるべき

**問** 地域活性化のために安定

した雇用の創出が必要である。本市役所は有望な就職先の一つである。

本市の職員採用試験受験資格の年齢要件は25歳までである。大学院進学者は増えているので卒業時には24〜26歳になる。優秀な人材を排除してしまふ。

一般企業では雇用対策法で年齢制限が、禁止されている。県内他市町では29歳〜33歳が大半なのではないか。

**答** 職員の年齢構成と計画的人材育成のため、25歳までと定めている。採用方法は自治体ごとに環境や求める要素が異なるので比較できない。

平成27年度三原市職員採用資格試験要項 一般事務職(上級)	
第一次試験日	平成27年 7月26日
申込受付期間	平成27年 6月 1日(月)〜平成27年 6月24日(木)
採用予定日	平成28年 4月 1日(金)
試験種別及び採用予定人数	試験種別 採用予定人数
一般事務職(上級) A	5人程度
(注意) 採用予定人数は、変更する場合があります。	
2. 受験資格	
(1) 次の年齢	平成2年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人(平成28年4月1日現在で22〜25歳)
(2) 次の学歴	
(3) 次の職歴	



仁ノ岡 範之 議員

## 瀬戸内三原450年事業について

**問** 三原城に関わる文化財などを、市内外の方々が所有しておられる。これらを、築城450年事業の一環として公開してはどうか。

西福寺には、狩野派の画家作、市重要文化財の「護花鈴図・並笛図」二面一幅がある。また、法常寺には、隆景公が寄進した「聖観音紫檀仏」という仏像や隆景公愛用の香合がある。さらに、隆景公の木造坐像2体がある。米山寺には、国の重要文化財の隆景公の肖像画があり、宗光寺にも肖像画がある。

このように市内各所には歴史的財産がある。450年祭にあたり、これらを市民はもとより、市外の方々にも公開してはどうか。また、そのことが観光事業の大きな要素になると思うが考えを問う。

**答** 三原城跡に関して、聞き取り調査や市の広報で古写真提供の依頼など行っているが、隆景をはじめとした歴史的に価値のある文化財などが個人所有されたままになっていくものが、まだまだある。

埋もれたままの三原の歴史的な「宝」を掘り出す期待を込めて9月には、「三原市の文化財展 文化財を守り伝える」企画展を開催する。また、三原城・小早川隆景に関する資料についても、引き続き調査を行い、歴史的価値が高いものについて、文化財保護審議会委員をはじめとする専門家と協力して、文化財指定

の手続きを迅速に進める。

**問** 法常寺にある隆景公ゆかりの仏像や香合、西福寺にある文化財や民間所有の三原城の墨絵など、文化財としての専門的な調査を行ってはどうか。

**答** 法常寺の仏像や香合など、早急に所有者並びに専門家との調整を図り、調査を行いたい。また、西福寺にある文化財関係や三原城の墨絵など、具体的な調査を実施していない文化財についても、聞き取りや事例調査を行い取り組む。



隆景公が法常寺へ寄進したと伝わる香合(香合とは香を収納するふた付の小さな容器です)



なかむら よしお  
中村 芳雄 議員

### マイナンバー制度と情報管理について

**問** 平成28年1月1日から導入されるマイナンバー制度について問う。

**答** この制度は、税・年金・保険等複数の機関に存在する個人情報を一元的に管理することで、各種申請や手続きを行う場合、複数の個人情報の照会が可能となるため、手続きが簡素化される。

**問** この制度では、国民一人一人の膨大な個人情報管理されることになり、日本年金機構の不正アクセス情報漏えい事件などから、本市の情報管理体制について問う。

**答** この制度は、将来的に利用範囲も拡大し、より個人の様々な情報と結びつくため、外部から狙われやすくなり、危険性が高まる可能性がある。そのため、国においては制度面とシステム面の両方から個人情報を保護する措置を行っており、本

市においても、外部からの不正アクセスについては引き続きセキュリティシステムで対応するとともに、マイナンバーを扱う職員には、情報管理に関する指針に基づき管理を徹底させていく。

**問** 空き家問題は、全国的にも大きな課題となっており、本年5月、国において「空き家対策特別措置法」(以下、「特措法」という)が施行された。空き家対策に対する本市の対応について問う。

### 空き家対策特別措置法について

**答** 地域住民の生命・身体・財産などの保護、生活環境の保全と空き家の有効活用を促進するため、今年度計画策定、来年度から実施する。

**問** 特措法に基づく自治

体の権限等について問う。

**答** 本市では、これまで建築基準法の範囲で指導していたが、特措法では倒壊の恐れや衛生上の問題のある空き家等を「特定空家」と認定するなど、空き家対策に対する権限や指針が示された。主なものは、

- ① 立ち入り調査権。
- ② 空き家所有者に対する撤去や修繕の指導・催告・命令。
- ③ 代執行等に係る手続きについての指針。
- ④ 「特定空家」として認定したが、所有者が撤去等の勧告に従わない場合、固定資産税の特例措置の対象から外し、更地と同様の課税措置となる等。



行政代執行 (空き家の撤去)



てらだ もとこ  
寺田 元子 議員

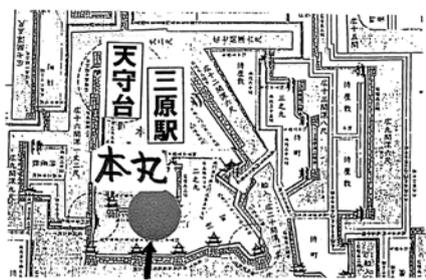
### 過去の失敗を生かし 三原駅前活用策は市民とともに

**問** 本市は駅前再開発の失敗にこの20年間で53億6千万円をつぎ込んできた。東館跡地は商業施設では成り立たないことが歴然としている。そこで、東館跡地は歴史文化の薫る公園・広場として活用してはどうか。

**答** 駅前三原跡地に、にぎわいの施設整備をという市民意見も多い。現状では、跡地全体を公園・広場として活用する考えはない。

**問** 西館への図書館移転は考えていない。西館1階は食品販売を行う店舗など打診したい。

**答** 公民による複合ビルでなぜ活性化するのか。15年前の活性化計画もハード事業中心だったがどう総括したのか。



三原城・本丸に位置する駅前東館跡地

**問** 新たなリスクをどう考えているか。

**答** にぎわいを盛り上げることが今一番大事なことである。民間事業者の撤退などのリスクが考えられるが、定期借地によるリスク軽減とともに、今後アドバイザリー業務の中で精査したい。

### 事業系ごみ減量化への対策強化を

**問** 本市の事業系ごみの資源化率は3.2%と極めて

低い。資源化を怠っている事業系ごみの野放し状態では際限なく大きな炉を造り続けねばならない。現状と対策について問う。

また、清掃工場や最終処分場は一層のごみ減量化と再資源化で延命すべきではないか。

**答** 排出事業者者に協力要請や指導を行っているが実効性に乏しい状況だ。処理施設を長期間使えるよう、適切な管理とともにごみ減量化、再資源化を一層進めたい。

**問** 事業系ごみの業種別、種類別の実態調査や抜き打ち検査も必要ではないか。最終処分場の延命策として埋設物の減容への国の補助制度もあるが検討しているか。

**答** ある程度の実態調査を実施し、抜き打ち検査も取り組む。最終処分場建設は高額になるので、現在の処分地の再生の検討も必要と考えている。

### その他の質問事項

- 国保税の引き下げを
- 憲法遵守の教科書採択を